　　別表２　障害等の状況についての申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　目 | 添付資料 |
| １ | 精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けていること |  |
| ２ | 身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けていること  　手帳に記載された障害名（　　　　　　　　　　　　　） |  |
| ３ | 要介護認定（要介護状態区分５のもの）を受けていること |  |
| ４　　１から３以外の身体若しくは精神の障害の状況 | |  |
| (1) | 両眼の視力が和が0.1以下になっている |  |
| (2) | 両眼の視野がそれぞれ10度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が90％以上になっている |  |
| (3) | 両耳の聴力レベルが90デシベル以上になっている |  |
| (4) | 平衡機能に著しい障害がある |  |
| (5) | 咀嚼又は言語の機能を廃している |  |
| (6) | 咀嚼及び言語の機能に著しい障害がある |  |
| (7) | 精神に著しい障害がある |  |
| (8) | 神経系統の機能に著しい障害がある |  |
| (9) | 胸腹膜臓器の機能に著しい障害がある |  |
| (10) | 上肢又は下肢の全部又は一部を損失している |  |
| (11) | 一上肢又は一下肢の機能を全廃している |  |
| (12) | 一上肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している |  |
| (13) | 両手の手指又は両足の足指の全部又は一部を喪失している |  |
| (14) | 両手の母指、示指又は中指の機能を廃している |  |
| (15) | 一手の母指及び示指の機能を廃している |  |
| (16) | 母指又は示指を含めて一手の三指の機能を廃している |  |
| (17) | 一下肢の三大関節のうち、二関節の機能を廃している |  |
| (18) | 両足の足指の全部の機能を廃している |  |
| (19) | 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残している |  |
| (20) | 体幹の機能に座していること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有している |  |
| (21) | 脊柱の機能に著しい障害を残している |  |
| (22) | (1)～(21)の他、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複している |  |
| (23) | 満75歳以上であり、身体の機能が低下しており、農業に従事することが困難である |  |
| ５　　福祉施設への入所の状況 | |  |
| (1) | 生活保護法に規定する救護施設へ入所している |  |
| (2) | 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームへ入居又は入所している |  |
| (3) | 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設へ入所している |  |
| (4) | 障害福祉サービス事業を行う施設又は障害者支援施設へ入所している |  |